

## 政策調整会議の結果について

開催日時	平成27年8月12日（水）午前9時
場 所	印西市役所本庁舎3階 市長応接室
出席者	市長・副市長・教育長・総務部長・市民部長・環境経済部長・健康福祉部長・都市建設部長・教育部長・水道部長・総務課長・企画政策課長・財政課長

### 付 議 事 項

整理 番号	担当部署	付 議 題 名	結 果
		内 容	
1	総務部 行政管理課	<p>「印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（素案）の概要について</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）では、その第9条第2項において、自治体の執行機関が社会保障、地方税又は防災分野の事務であって条例で定めるものについて、マイナンバーを利用することができる旨が定められている。また、第19条第9号において、自治体の機関が条例で定めるところにより、自治体内の他の機関に特定個人情報を提供することができる旨、提供制限の例外として定められている。</p> <p>これらの条例への委任規定に基づき、自治体の判断によりマイナンバーの独自利用や同一自治体内の他機関への特定個人情報の提供について、必要な事項を定める条例を制定するもの</p> <p>（検討結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自利用事務の内容、庁内調整について確認</li> <li>・【整理番号1】について承認</li> </ul>	承認 継続審議 却下
2	市民部 市民課	<p>印西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行日（平成27年10月5日）から同法第7条第1項に規定する通知カード（以下「通知カード」という。）が国民に送付され、また、同法附則第1条第4号の施行日（平成28年1月1日）から同法第17条第1項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）が交付申請者に交付されることとなる。</p> <p>通知カード及び個人番号カードの作成等の事務については、市が地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に委任し、当該事務に要する費用相当額を交付金として機構に交付することとされている。</p> <p>通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料相当経費に</p>	承認 継続審議 却下

		<p>については、国庫補助の対象となるため手数料は無料とするが、当該カードを紛失等した場合の再交付手数料相当経費については、国庫補助の対象とならないことから、受益者負担の考え方により手数料を徴収することとしたい。</p> <p>また、番号法の施行に伴う住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳カードについては、平成27年12月末をもって交付が終了するため、交付手数料を削るもの</p> <p>手数料の額は、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮した金額とし、通知カードの再交付手数料 500円（平成27年10月5日から）、個人番号カードの再交付手数料 800円（平成28年1月1日から）とした。</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再発行の手續、手数料を無料とする条例根拠について確認</li> <li>・【整理番号2】について承認</li> </ul>	
3	都市建設部 下水道課	<p><b>印西市下水道事業における地方公営企業法の適用について</b></p> <p>現在の下水道事業において、インフラの老朽化等の諸課題に対し、よりの確に取り組むため、公営企業会計を適用し、自らの経営・資産等を正確に把握するとともに、経営の効率化を進めていくことが求められている。このため総務省から、平成27年度から平成31年度までの5年間で、地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行するよう要請（平成27年1月27日付け、総財公第18号）があったことから、本市の下水道事業における同法の適用について諮るもの</p> <p>(検討結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の適用に向けた「検討」であることを確認</li> <li>・水道事業との関係について、全部適用、一部適用を検討していくことを確認</li> <li>・今後のスケジュールについて確認</li> <li>・【整理番号3】について承認</li> </ul>	<p><b>承認</b></p> <p>継続審議 却下</p>